

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 都市整備部

事業種名： 公園・緑地の整備

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

権現堂 2 号公園は、現在施工中となっており、多様な緑の創造、より積極的な環境対策型建設機械の採用や建設発生土を活用した公園づくりにより、環境負荷の低減に努めている。

### 2 主な成果

（特に成果を上げることでできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

施工時に環境対策型機械を採用するなど、環境に配慮した施工を行っている。

### 3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

防災拠点の整備により、公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進していく。また、今後の管理段階では地域の学校等における環境教育の場として公園を提供し、観察会や体験学習の場として積極的な活用を図りたい。

### 4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

特になし。

### 5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 2 のとおり

## 別表 2

## 個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度から

部局名：都市整備部

事業種名：公園、緑地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	権現堂2号公園	施工段階	36	33	91.66666667	5
	合計		36	33		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 大宮公園事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	権現堂 2 号公園
事業の規模	11.4ha	実施場所	幸手市
計画期間	H7～R3	段階	施工段階
事業の概要： 本公園は久喜市と幸手市に跨って位置しており、県内有数の桜並木の景観で有名な権現堂調節池の接し、埼玉県地域防災計画の広域防災拠点として計画されている公園事業である。また、雑木林や水辺、原っぱ等で自然と触れ合い、のびのびとした自然の中でデイキャンプなどのレクリエーションを楽しむ施設の整備を行うものである。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する ・まとまりや連続性のある緑地の保全・確保 ⇒ 園路、植栽基盤整備
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名		権現堂2号公園														
各種計画との整合等		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況				
		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地域	企画・ 構想 段階	調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施					
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2④
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2④
	③ 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-1①
	④ 緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-1①
	⑤ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	3-2①②③④
<b>基本方向 1</b>		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況				
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地域	企画・ 構想 段階	調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施					
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築																
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	1-1④⑥	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○								
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○							
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進																
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	○			○	○			○	○	○	1-1③	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		
	③ 交通流の整序化を図る。		○	○	○			○	○	○						
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		○	○	○			○	○	○						
	後掲（森林の整備と保全）															
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	○	○	○					○						
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。	○	○	○	○					○			○	○	○		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進												
個別事項	① 建物の断熱化を図る。							○	✓	✓		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	○			○	○		2-3②	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		○	○	○			○	○	○	✓	✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		○	○	○			○	○	○	✓	✓

基本方向 2		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地域	企画・ 構想 段階	調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり												

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進													
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓	1-3④⑦	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	○	○		○	○			✓	✓	1-3③
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○		✓	✓	1-3⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。	○	○	○	○					○	✓	✓	1-3⑥
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	○	○	○			○	○				1-3④
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	○	○					○			
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	○	○					○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全												
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-2①②
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○				1-2③④
	③ 節水機器の採用に努める。	○	○	○	○			○				
	④ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	○		○	○				1-2②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-2②
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	○			○	○			
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○			○	○	✓	✓	



基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止											
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○	○			○	○	✓	✓
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○	○			○	○		
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進											
個別事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全											
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○	○			○	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進											
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地 地域	企画・ 構想 段階	調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進												
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○				2-2⑧
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	○	○	○	○					
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	2-2①②, 2-3③④
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成												
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓	2-4④3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓	3-1③④⑤⑥

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
91.6	36	33
総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = b ÷ a × 100

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。